

通達甲（警・教・通管）第9号

平成2年8月15日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

警視庁外国語技能検定規程の運用について

〔沿革〕平成11年2月 通達甲（副監・警・人2・人6）第1号改正

このたび、警視庁外国語技能検定規程（平成2年8月15日訓令甲第22号。以下「規程」という。）が制定され、平成2年9月1日から施行されることとなったので、運用上誤りのないようになされたい。

おって、外国語技能検定の実施について（昭和39年5月1日通達甲（警・教・教1）第7号）は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

国際化の進展に伴い、外国語を必要とする各種警察活動が急増していることから、これらに的確に対処し、かつ、職員の外国語の学習意欲の高揚と能力向上を図るため、外国語技能検定制度が設けられるものである。

第2 警視庁外国語技能検定委員会（以下「委員会」という。）の委任事務（第2条関係）

規程第2条第5項により委任する検定事務は、次のとおりとする。

1 試験問題の作成及び採点

- 2 第二次試験
- 3 その他委員会が必要と認める事項

第3 受験（第4条関係）

職員は、自己の外国語の能力に応じて初級、中級又は上級のいずれかの級位を受験することができる。

第4 検定の実施（第5条関係）

- 1 検定は、委員会の決定に基づき、毎年1回以上実施するものとする。
- 2 検定の内容は、別表の「試験種別及び内容」のとおりとする。
- 3 教養課長は、外国語能力を有する職員の実態その他検定を実施するために必要な事項の調査研究を行うものとする。
- 4 教養課長は、検定を実施する場合は、あらかじめ検定外国語、実施時期、実施場所その他必要な事項を所属長に通知するものとする。

第5 合格証書の交付等（第6条関係）

- 1 合格証書は別記様式のとおりとし、所要事項を記載して合格者に交付するものとする。
この場合、規程第7条による外国語技能検定合格者のうち、英語技能検定合格者については、当該検定の名称及び級位を（ ）に記載すること。
- 2 教養課長は、委員会において合格者が決定された場合は、合格者の氏名、検定名、合格級位及び合格年月日を当該合格者の所属長に通知するとともに、人事情報管理システムにより人事ファイルに登録するものとする。

第6 警察庁外国語技能検定、実用英語技能検定等の合格者の取扱い（第7条関係）

- 1 教養課長は、警察庁外国語技能検定、実用英語技能検定その他委員会において必要があると認める英語技能検定の資格取得者については、前第5の1の手続をとるものとする。
- 2 職員の警察庁外国語技能検定に係る事務は、教養課において処理するものとする。

別表（第4条関係）

試験種別及び内容

試験種別		内 容
第 一 次 試 験	筆記試験	発音、アクセント、語彙〔い〕(単語、熟語)、慣用句、文法、語法、 外国語作文、読解
	ヒアリング	1 対話を聞き、その内容についての質問に対する答えを選択肢の 中から選ぶ。 2 短い文章を聞き取り、その内容についての質問に対する答えを 選択肢の中から選ぶ。 3 書き取り
第 二 次 試 験	面接による 会話テスト	1 カード利用による音読を実施させた後、その内容について、外国 語による問答を行う。 2 テーマを与えて、外国語による短時間スピーチを実施させる。

別記様式（第5関係）

外国語技能検定合格証書			
氏名			
年	月	日	語技能検定 級()
に合格したことを証する。			
年	月	日	
警視總監			印